

第301回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月14日(月) 13:55~14:55
- 2 開催場所 松山市二番町四丁目6番地2
愛媛県水産会館6階大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 佐々木護 網江正安 喜田ヒサ子 田中武繁 林喜代行
藤田一也 平井義則 武田晃一 中矢宏明 福島大朝
立花弘樹 高木基裕 竹ノ内徳人 中山達也
(計14名)
 - (2) 県 農林水産部 馬越部長
農林水産部水産局水産課 若下課長 (事務局長)
谷川主幹 (事務局次長)
宇野漁業調整係長
東予地方局水産課 薬師寺課長
東予地方局今治支局水産課 木原課長
中予地方局水産課 鈴川課長
南予地方局水産課 梶田課長
南予地方局八幡浜支局水産課 渡邊課長
南予地方局愛南水産課 中島課長
(計10名)
 - (3) 事務局 逢坂書記 滝本書記 莖田書記
(計3名)
 - (4) 傍聴者 1名
- 4 付議事項
 - (1) 漁業の免許について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり免許して差し支えない旨答申
 - (2) くろまぐろ及びするめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり設定して差し支えない旨答申
 - (3) 令和4年度の新規の許可等について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
 - (4) 宇和海におけるかご漁業の操業制限に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

- (5) 真珠及び真珠母貝養殖に係る吊りかご制限に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

- (6) 愛媛県海域における竿つり及び手づりの制限に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

- (7) 宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

- (8) 宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

5 報告事項

- (1) くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (2) 漁業許可の取消しについて
- (3) 連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について

6 その他

7 議事の内容

1 開会

逢 阪 書 記

定刻より若干早いですが、ただいまから、第301回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。本日は高橋委員さんが、都合により欠席ですが、委員定数15名に対し14名の委員さんが出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを御報告します。

なお、本日は傍聴の方もお見えですが、傍聴の方は傍聴者名簿に所属、氏名をお書きいただき、傍聴席で静粛に傍聴願います。また、私語などは慎むとともに、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにさせていただくなど、会議の円滑な進行に、御協力をお願いします。

会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は、1枚ものの式次第と、愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料5、1枚ものの委員会のスケジュールでございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を、佐々木会長をお願いします。

2 会長挨拶

佐々木会長 皆さんこんにちは。開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様には、年度末のお忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は、当委員会の運営に、何かとお力添えをいただいておりますことを、改めて、お礼申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、漁業の免許について、くろまぐろ及びするめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、令和4年度の新規の許可等について、の諮問3件、3月末をもって指示期間が満了する、委員会指示5件を御審議いただくことになっております。また、このほか、くろまぐろ小型魚に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてなど3件の報告もあります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜われますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事録署名人選出

佐々木議長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出いたします。恒例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人は、福島委員さんと、竹ノ内委員さんの御両名をお願いいたします。

4 (1) 第1号議案（漁業の免許について（諮問））

佐々木議長 これより議事に入ります。第1号議案、漁業の免許についてを議題といたします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 それでは、漁業の免許についてを審議いたします。委員の皆さんの御意見をお伺いします。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第1号議案、漁業の免許についてにつきましては、愛媛県漁業協同組合に免許することについて、差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

委員一同 （ 異議なし ）

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定をします。

4 (2) 第2号議案(くろまぐろ及びするめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問))

佐々木議長 続きまして、第2号議案、くろまぐろ及びするめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを上程します。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料2の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第2号議案、くろまぐろ及びするめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定については、説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (3) 第3号議案(令和4年度の新規の許可等について(諮問))

佐々木議長 続きまして、第3号議案、令和4年度の新規の許可等についてを上程します。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料3の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

林 委 員 意見ではないんですが、6ページから7ページ、たこつぼ漁業の備考のところです。岩城島生名島周年となっているが、どちらが正しいのですか。

宇野係長 周辺でございます。

佐々木議長 ほかに御意見ありませんか。

委員一同 (質問無し)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第3号議案、令和4年度の新規の許可等についてにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (4) 第4号議案(宇和海におけるかご漁業の操業制限に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きまして、第4号議案、宇和海におけるかご漁業の操業制限に関する委員会指示についてを上程します。事務局から、説明願います。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第4号議案、宇和海におけるかご漁業の操業制限に関する委員会指示についてにつきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (5) 第5号議案(真珠及び真珠母貝養殖に係る吊りかご制限に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きます、第5号議案、真珠及び真珠母貝養殖に係る吊りかご制限に関する委員会指示についてを上程します。事務局から、説明願います。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第5号議案、真珠及び真珠母貝養殖に係る吊りかご制限に関する委員会指示についてにつきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (6) 第6号議案(愛媛県海域における竿つり及び手づりの制限に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きます、第6号議案、愛媛県海域における竿つり及び手づりの制限に関する委員会指示についてを上程します。事務局から、説明願います。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。担当地区では、まき餌は守られていますか。あまり実態は分かりませんか。

田中委員 沖で、船でまき餌釣りするのがおる。3種のつきいそ漁場で。あれに困って、夜に追っかけに行かんといかん。

佐々木議長 漁船でのまき餌釣りは、この指示の対象になっていないんですよ。

田中委員 大体やったらいかんことになる。これから春先になったら来る。

宇野係長 伊予灘と燧灘におきましては、漁業者の行うまき餌釣りは許可制となっております。漁船で行う場合は許可を受けていただくことになっております。遊漁者につきましては、船舶を利用してのまき餌釣りは、漁業調整規則において禁止されております。県の方としては、ホームページとかパンフレットを配りまして、一般の遊漁者の方に禁止事項を呼び掛けているところでございます。

佐々木議長 よろしいですか。

田中委員 はい。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第6号議案、愛媛県海域における竿つり及び手づりの制限に関する委員会指示についてにつきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (7) 第7号議案(宇和海におけるさわら流し網及びさごし、めじか流し網漁業に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きまして、第7号議案、宇和海におけるさわら流し網及びさごし、めじか流し網漁業に関する委員会指示についてを上程します。事務局から、説明願います。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第7号議案、宇和海におけるさわら流し網及びさごし、めじか流し網漁業に関する委員会指示についてにつきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (8) 第8号議案(宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きまして、第8号議案、宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示についてを上程します。事務局から、説明願います。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第8号議案、宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示についてにつきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 ではそのように決定させていただきます。

5 報告事項(1)くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 以上で事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、次に報告事項に移ります。くろまぐろ小型魚に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に御質問がないようでございますので、次に移ります。

5 報告事項(2)漁業許可の取消しについて

佐々木議長 続きまして、漁業許可の取消しについての報告をお願いしま

す。

宇野係長 このことについては、令和3年11月24日付け3水産第613号で当委員会に諮問したところ、令和3年12月16日付け3愛漁調委第37号で諮問のとおり取り消して差し支えない旨答申をいただいたことから、行政手続法及び漁業法の規定に基づき聴聞を行い、令和4年3月4日をもって当該許可は取り消されましたので、御報告します。以上です。

佐々木議長 ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に御質問もないようでございますので、次に移ります。

5 報告事項(3) 連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について

佐々木議長 続きまして、連合海区広域漁業調整委員会の開催状況についてを報告願います。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御質問がないようでございますので、以上で、報告事項を終わります。

6 その他

佐々木議長 以上で、本日予定している議題は全て終了しましたが、その他何かございませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 事務局から、何かありませんか。

逢阪書記 1枚ものでお配りしております、委員会スケジュールを御覧ください。

(資料に基づき説明)

佐々木議長 最後になりましたが、本日、御臨席いただいている馬越農林水産部長さんが、今年度で退職されるということで御挨拶を頂戴したいと存じます。

馬越部長 会長からのお話にもありましたように、私この3月末をもって退職ということでございます。5年前に漁政課長としてまいりましてから、東予地方局長の時代も含めまして、5年間水産行政に関わらせていただきました。水産行政の経験の浅い課長、局長、部長でございまして、皆様にはいろいろ御迷惑をおかけしたかと思えますけれども、皆様の御指導御助言をいただきながら、なんとかやってこれたものと思っております。この5年間は、70年ぶりの漁業法の改正を始めといたしまして、漁協の合併問題、アコヤガイの大量へい死、今年に入りましてからも、モジャコの大不漁といったような、本県の水産業の根幹に関わるような問題が数々出てまいりました。関係の皆様の御協力をいただきながら、何とか対処に努めてまいりましたけれども、課題解決にはまだまだ道半ばでございます。また、漁業調整委員会の皆様には、改正された漁業法の下での初代のメンバーとして、漁業調整、それから隣県との入漁協定、そういった調整に御尽力を賜りまして、本当にありがとうございます。しかしながら、再来年4月の漁業権一斉切り替えを控えまして、これからの漁場計画の樹立などの調整にさらに御尽力をいただかなければならないと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。最後になりますけれども、引き続き、皆様には、本県の水産業の振興のために御尽力を賜りますとともに、本県の県政各般にわたりまして、御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

佐々木議長 5年間どうもありがとうございました。それでは、全ての議事が終了しましたので、これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。皆さん、御協力ありがとうございました。

14時55分 閉会